

令和7年1月15日
広島労働局

委託事業における個人情報漏えいの発生について

広島労働局（局長 おぬま こうじ 宏治）は、広島労働局が実施する「障害者就業・生活支援センター事業」（社会福祉法人 静和会）において発生した個人情報漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1. 概要

令和6年11月27日に、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）において、センター担当者Aが、事業所B（以下「B社」という。）の障害者雇用に関する文書ファイルを事業所C（以下「C社」という。）に電子メールで誤送信する事案が発生した。

C社に誤送信した文書ファイルには、B社の社員で障害者支援担当のD氏の名字、B社の社員でセンターが支援している障害者（以下「登録者」という。）E氏及びF氏の名字と就労の様子に関する情報が記載されていた。

2. 事実経過

- (1) 令和6年11月27日に、センターからC社に、C社の職場見学希望者に関する文書ファイルをZipファイルに格納し、電子メールに添付して送信した。
- (2) 同日、C社担当者からセンター担当者Aに、電子メールの添付ファイルにB社の障害者雇用に関する文書ファイルが含まれている旨の連絡があった。
- (3) 同日、センター担当者AからC社担当者に電話連絡を行い、謝罪するとともに、誤って添付したB社の障害者雇用に関する文書ファイルの削除を依頼した。
- (4) 同日、センター担当者AからB社の障害者支援担当者D氏に電話連絡を行い、D氏と登録者E氏及びF氏の名字並びに登録者両名の就労の様子に関する情報が漏えいしたことを伝え、訪問の上で状況説明及び謝罪を行いたい旨を申し出たが、D氏からは訪問するには及ばないとのことで、了承を得た。
- (5) 同日、センター担当者Aから登録者E氏及びF氏に電話連絡を行うも、つながらないことから、翌日11月28日にB社を訪問の上、登録者E氏及びF氏へ状況説明及び謝罪を行うこととした。

(6) 11月28日に、センター担当者AがB社を訪問の上、登録者E氏及びF氏に対して、漏えいした各自の個人情報の説明と状況説明及び謝罪を行い、了承を得た。

3. 発生原因

- ①基本動作による確認（添付ファイルのダブルチェック）が徹底されていなかったこと。
- ②電子メールに添付するファイルを作成する際に、無関係な文書が含まれないようにするための確認が不十分であったこと。

4. 再発防止策

委託先では、障害者支援に携わる職員全員に対して、以下の①及び②について実施した。

- ①本事案の共有と電子メール送信の際の基本動作（添付ファイルのダブルチェック）について、再度周知及び動作確保を徹底する。
- ②電子メールに文書ファイルを添付する際に、文書ファイルをフォルダに格納せず、文書ファイルに直接パスワードロックをかける。

広島労働局では、職業安定部職業対策課において同課の地方障害者雇用担当官から、障害者就業・生活支援センター事業を委託している県内の全センターに対して、本事案の共有を図るほか、改めて個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底を指示するとともに、上記①及び②について注意喚起を11月29日に電話で行い、さらに12月3日に対面で実施した。

また、本事案の当事者であるセンターに対しては、個人情報保護に関する研修及び個人情報が含まれた電子データの管理状況に関する実地調査を12月5日に実施した。

担当：広島労働局職業安定部職業対策課
課長 細木 誠
地方障害者雇用担当官 石田 智宏
電話 082-502-7832